

令和7・8年度の建設工事等の入札参加資格認定に係る主観的事項について

建設工事等の入札参加資格認定に係る主観的事項を、以下のとおり改正しました。

(改正点)

- ・建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用状況を新たな評価項目として追加
- ・エコアクション21の認証を評価項目から削除

改正前		改正後	
評価項目	配点	評価項目	配点
工事の施工実績		工事の施工実績	
県発注工事の工事成績数値		県発注工事の工事成績数値	
優良建設業者表彰	10点～40点	優良建設業者表彰	10点～40点
<新設>		担い手の育成	5点～10点
<新設>		CCUSの活用状況	
品質等の確保		品質等の確保	
エコアクション21の認証	3点	ISO14005の取得	5点
ISO14005の取得	3点	建設業労働災害防止協会（労働災害防止）に加入	5点
建設業労働災害防止協会（労働災害防止）に加入	5点		
県の重要施策（※県内業者限定）		県の重要施策（※県内業者限定）	
消防団協力事業所の認定※	5点	消防団協力事業所の認定※	5点
広島県保護観察所による協力雇用主の登録又は暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録※	5点	広島県保護観察所による協力雇用主の登録又は暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録※	5点
障害者の雇用※	5点	障害者の雇用※	5点
大規模災害時の協力建設事業者登録制度の登録	5点	大規模災害時の協力建設事業者登録制度の登録	5点
広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度の登録	5点	広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度の登録	5点
広島県アダプト制度の認定（マイロードシステム、ラブリバー制度）	5点	広島県アダプト制度の認定（マイロードシステム、ラブリバー制度）	5点
指名除外等の状況（△減点評価）	△10点 （×除外月数）	指名除外等の状況（△減点評価）	△10点 （×除外月数）

※ 県内業者限定（本店又は主たる営業所の所在地が県内）

【新たに導入する評価項目の加点基準】

項 目	内 容						
CCUSの活用状況	CCUSを導入している場合に加点。 { 事業者登録：5点 登録技能労働者割合により加点： <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>10%～49%</td><td>1点</td></tr> <tr> <td>50%～74%</td><td>3点</td></tr> <tr> <td>75%以上</td><td>5点</td></tr> </table> }	10%～49%	1点	50%～74%	3点	75%以上	5点
10%～49%	1点						
50%～74%	3点						
75%以上	5点						